

令和8年度 退職金制度に関する調査ご協力のお願い

拝啓 会員企業の皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は協会事業に格別のご理解とご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

当協会では5年ごとに退職金制度に関する調査を行っており、今回は会員企業における退職金制度の運用実態や相場、同一労働同一賃金を踏まえた課題を把握し、今後の制度設計や見直しのための参考データ（統計レポート）として皆様に還元することを目的として実施いたします。

ご多忙の折、誠に恐縮に存じますが、以下の調査内容につきまして、ご回答賜りますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

敬具

<調査票について>

1.調査日：令和8年10月1日現在でご回答ください。

2.回答期限：令和8年11月30日（月）

3.提出方法：FAX・メール・フォームのいずれかでお送りください。

回答フォーム
(Microsoft Forms)



調査票の様式を当協会ホームページ(<https://www.okayama-keikyo.jp/>)からダウンロード出来ます。

フォーム (Microsoft Forms <https://forms.cloud.microsoft/r/AkeKfUK0s2>) からでもご回答いただけますので、ぜひご利用ください。

4.回答内容はすべて統計的に処理されます。貴社名や個別の回答内容が外部に公表・特定されることは一切ございません。

5.お問合せ 岡山県経営者協会 〒700-0985 岡山市北区厚生町3-1-15 TEL (086) 225-3988
E-mail chingin@okayama-keikyo.jp

送付先：岡山県経営者協会 FAX (086) 233-6510 E-mail : chingin@okayama-keikyo.jp

令和8年度 退職金制度に関する調査票



この調査は本社だけではなく、すべての事業所を含めた全常用従業員（ただし、役員、執行役員、役員兼務の管理職を除く）について記入してください。

事業所名			電話番号	() -
ご担当者	部署・役職名		氏名	
	E-mail※			

(※こちらにメールアドレスをご記入いただければ、今後の賃金等調査のご依頼をメールにてお送りさせていただきます)

*企業規模、産業分類につきまして、該当するものに○をつけてください。

企業規模	1. 30人未満 2. 30～99人 3. 100～299人 4. 300～499人 5. 500～999人 6. 1,000人以上
------	---

産業分類	A.農業、林業 B.漁業 C.鉱業、採石業、砂利採取業 D.建設業 E.製造業 F.電気・ガス・熱供給・水道業 G.情報通信業 H.運輸業、郵便業 I.卸売業、小売業 J.金融業、保険業 K.不動産業、物品賃貸業 L.学術研究、専門・技術サービス業 M.宿泊業、飲食サービス業 N.生活関連サービス業、娯楽業 O.教育、学習支援業 P.医療、福祉 Q.複合サービス事業 R.サービス業(他に分類されないもの) S.公務(他に分類されるものを除く) T.分類不能の産業
------	--

【問3】退職金の水準について（モデル退職金支給額・上限額 ※一時金と年金を含む合計）

Q3-1. 定年時に支給する退職金額の上限（規程上の最大目安）はいくらですか？

- ☐ (1) 300 万円未満
☐ (2) 301 万円～600 万円
☐ (3) 601 万円～900 万円
☐ (4) 901 万円～1,200 万円
☐ (5) 1,201 万円～1,500 万円
☐ (6) 1,501 万円～2,000 万円
☐ (7) 2,001 万円以上

Q3-2. 正社員（標準的モデル社員）が自己都合退職の場合の勤続年数ごとの支給額目安に○をしてください。

※標準モデル社員とは、新卒で入社し、標準的に昇進・昇格を続けながら勤務した社員

(円)

勤続	なし 規定なし	20 万～ 50 万未満	50 万～ 100 万未満	100 万～ 200 万未満	200 万～ 400 万未満	400 万～ 600 万未満	600 万～ 800 万未満	800 万～ 1,000 万未満	1,000 万～ 1,500 万未満	1,500 万以上
3年時点										
10 年時点										
20 年時点										
30 年時点										

Q3-3. 自社の退職金水準は、人材採用・確保にどのような影響を与えていると感じますか？

- ☐ (1) プラスの影響が大きい
☐ (2) 多少プラスの影響がある
☐ (3) 影響はない／どちらとも言えない
☐ (4) 多少のマイナスの影響がある
☐ (5) マイナスの影響が大きい

【問4】支給条件および支給時期・定年制度

Q4. 退職金の支給時期（給付タイミング）はいつですか？（複数選択可）

- ☐ (1) 60 歳到達時（仮に定年延長した場合でも、60 歳時点で支給）
☐ (2) 定年到達時（仮に定年延長した場合は、延長後の定年時に支給）
☐ (3) 最終退職時（定年再雇用後の完全退職時に支給）

【問5】正社員以外（限定社員を含む非正規社員等）への退職金支給実態・水準

Q5-1. 正社員以外の退職金制度の有無について

- ☐ (1) 制度あり
 （正社員と同じ支給制度を採用している場合は「(1)制度あり」を選択してください）
☐ (2) 制度なし
☐ 支給制度はないが、今後導入を検討している
☐ 支給制度はなく、今後も検討予定はない
☐ 該当する従業員がいない・比較が困難
☐ その他（ ）

Q5-2. *Q5-1で「☒ (1) 制度あり」と回答された企業様のみご記入ください。

正社員以外の各雇用形態における退職金制度について

正社員（同一勤続条件）と比較した支給水準について、回答欄の形態ごとに該当する記号に○をしてください。

【回答欄】 下の選択肢から選んでください。

- ・(1)地域・職種限定正社員 : [1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5 ・ 6 (内容:)]
- ・(2)無期契約社員 : [1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5 ・ 6 (内容:)]
- ・(3)無期パート社員 : [1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5 ・ 6 (内容:)]
- ・(4)有期契約社員 : [1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5 ・ 6 (内容:)]
- ・(5)有期パート社員 : [1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5 ・ 6 (内容:)]
- ・(6)上記以外 : [1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5 ・ 6 (内容:)]

【選択肢】

1 正社員と同水準

※正社員と同じ支給制度を採用している場合は①を選択してください

2 正社員の 7 割～9 割程度

3 正社員の 4 割～6 割程度

4 正社員の 1 割～3 割程度

5 正社員とは別の定額制度（例：勤続○年で一律○万円など）

6 その他

Q5-3. 令和 8 年 10 月の同一労働同一賃金ガイドライン改正に伴い、正社員以外の退職金制度（または不支給の正当性・説明理由）について、現在どのような対応・検討を行っていますか？

- ☐ (1) 制度改定を実施・完了した（支給対象の拡大、不合理な差の解消など）
- ☐ (2) 現在、制度改定や支給水準の見直しを検討中である
- ☐ (3) 制度自体は変えず、正社員との「職務内容・責任・転勤の有無等の違い」を整理し、不支給・格差の理由（説明要件）を整備した
- ☐ (4) 特に検討や見直しは行っていない（今後の対応も未定）
- ☐ (5) 該当する非正規社員がいない

【自由記述】

Q6.退職金・年金制度に関する課題、見直しの悩み、ご意見等がありましたらご自由にご記入ください。

ご回答ありがとうございました。